

(写)

龍ヶ崎市さんさん館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月20日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第51号

龍ヶ崎市さんさん館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市さんさん館の設置及び管理に関する条例（平成22年龍ヶ崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
（開館時間及び休館日） 第5条 施設の開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。 (1) 施設の開館時間 <table><tr><th>施設の名称</th><th>開館時間</th></tr><tr><td>子育て支援センター</td><td><u>土曜日の場合 午前9時から正午まで</u> <u>上記以外の場合 午前9時から午後4時まで</u></td></tr><tr><td>省 略</td><td></td></tr></table> (2) 休館日 <table><tr><th>施設の名称</th><th>休館日</th></tr><tr><td>子育て支援センター</td><td>日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに12月29日から翌年1月3日まで</td></tr><tr><td>ファミリーサポートセンター・保育ルーム</td><td>日曜日、土曜日及び休日並びに12月29日から翌年1月3日まで</td></tr></table>	施設の名称	開館時間	子育て支援センター	<u>土曜日の場合 午前9時から正午まで</u> <u>上記以外の場合 午前9時から午後4時まで</u>	省 略		施設の名称	休館日	子育て支援センター	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに12月29日から翌年1月3日まで	ファミリーサポートセンター・保育ルーム	日曜日、土曜日及び休日並びに12月29日から翌年1月3日まで	（開館時間及び休館日） 第5条 施設の開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。 (1) 施設の開館時間 <table><tr><th>施設の名称</th><th>開館時間</th></tr><tr><td>子育て支援センター</td><td><u>午前9時から午後4時まで</u></td></tr><tr><td>省 略</td><td></td></tr></table> (2) 休館日 <table><tr><th>施設の名称</th><th>休館日</th></tr><tr><td>子育て支援センター・ファミリーサポートセンター・保育ルーム（リフレッシュ保育）</td><td><u>日曜日、土曜日</u>及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日まで</td></tr></table>	施設の名称	開館時間	子育て支援センター	<u>午前9時から午後4時まで</u>	省 略		施設の名称	休館日	子育て支援センター・ファミリーサポートセンター・保育ルーム（リフレッシュ保育）	<u>日曜日、土曜日</u> 及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日まで
施設の名称	開館時間																						
子育て支援センター	<u>土曜日の場合 午前9時から正午まで</u> <u>上記以外の場合 午前9時から午後4時まで</u>																						
省 略																							
施設の名称	休館日																						
子育て支援センター	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに12月29日から翌年1月3日まで																						
ファミリーサポートセンター・保育ルーム	日曜日、土曜日及び休日並びに12月29日から翌年1月3日まで																						
施設の名称	開館時間																						
子育て支援センター	<u>午前9時から午後4時まで</u>																						
省 略																							
施設の名称	休館日																						
子育て支援センター・ファミリーサポートセンター・保育ルーム（リフレッシュ保育）	<u>日曜日、土曜日</u> 及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日まで																						

(リフレッシュ保育)			
省	略	省	略

付 則
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。